(趣旨)

第 1 条 この要領は、財政局資産管理部検査課が所管する中間検査について川崎市請負工 事検査規程(昭和 43 年訓令第 5 号。以下「検査規程」という。)第 6 条第 5 項に規定す る中間検査の実施に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 中間検査は、公共工事の施工の節目において実施し、工事中の施工状況の確認を 行い、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の 向上に資することを目的とするものである。

(検査の対象)

- 第3条 中間検査の対象工事は次のとおりとする。
- (1) 川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領第2条で規定する対象工事のうち、「調査基準 価格」を下回る価格で契約した工事
- (2) 当初契約金額 4,500 万円以上かつ工期が 6 か月以上の土木工事。ただし、維持補修工事は除く。
- (3) 当初契約金額 1 億円以上かつ工期が 6 か月以上の建築工事、設備工事。ただし、解体工事、外構工事は除く。

(検査の実施)

- 第4条 中間検査の実施時期は、原則として施工上の各段階の重要な変化点等で実施する。
- 2 中間検査の回数は、当初契約金額が1億円未満の工事については1回以上、1億円以上 のものについては2回以上を原則とする。ただし、その工事の内容に応じて実施回数を 増減できるものとする。
- 3 中間検査の実施については、原則として特記仕様書に記載するものとする。
- 4 川崎市工事請負契約約款第34条による部分使用を行う際には、中間検査を行うことができるものとする。
- 5 工事契約後、検査担当課は工事担当課と、検査対象工事の検査時期や検査内容の協議を 行い、中間検査協議書(第1号様式)を作成して工事担当課へ送付する。
- 6 工事担当課長は、中間検査協議書に基づき、検査依頼書により検査課長に依頼するものとする。
- 7 検査課長は前項に規定する検査依頼を受けた時は、検査通知書により工事担当課長に通知するものとする。
- 8 工事担当課長は、前項の通知があった場合は、受注者に通知しなければならない。

9 特段の理由により、第3条の対象工事以外で検査を行う場合、対象工事で検査を行わない場合及び抜打ち検査を行う場合は、検査担当課は工事担当課と別途協議を行う。なお、 抜打ち検査は受注者への通告なしに実施する。

(検査の省略)

第 5 条 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済(完済を含む)部分 検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の 管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。

(検査結果の報告等)

- 第6条 検査員は、検査実施後、検査報告書(川崎市請負工事検査規程第3号様式)及び 中間検査結果報告書(第2号様式)を作成し、検査課長に報告しなければならない。
- 2 検査課長は、前項の報告を受けたときは、中間検査結果通知書(第3号様式)により、 工事担当課長に通知するものとする。

(その他必要事項)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、川崎市請負工事検査規程によるほか、財政局長が定める。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日以降に検査をする工事から適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、施行日以降に契約を行う請負工事から適用する。施行日前に契約を行う請負工事については、従前の規定を適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、施行日以降に契約を行う請負工事から適用する。 施行日前に契約を行う請負工事については、従前の規定を適用する。 附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年12月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、施行日以降に契約を行う請負工事から適用する。施行日前に契約を行う請負工事については、従前の規定を適用する。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	中間検査協議書	第3条
2	中間検査結果報告書	第5条
3	中間検査結果通知書	第5条

第1号禄式		横			
担 任	係 長	課 長	一般監督員	主任監督員	総括監督員
	中	即 桧 本	協議書		
	Т	印伊里	一切时		
				平成	年 月 日
次の工事につい	って、以下の通りと	こします。			
種別	□低入札	価格契約工事 [□契約金額・工期	□その他()
契約番号		第		号	
工事名					
工事場所					
受 注 者			契約金額		
着手年月日	平成年	月日	現場代理人氏名		
完成期限	平成 年	月日	主任技術者氏名		
検査予定年月日	平成 年	月日	監理技術者氏名		
監督員職氏名	技術職員		検査員職氏名	技術職員	
		中間核	食 査 事 項		
工	種	数量又は部位	確認	事項	確認段階
第 4条第9項 該		<u> </u>	<u> </u>		
(理由)					
1					

摘要

中間検査結果報告書(第回) 平成 年 月 日 検 査 課 長 検査員職氏名 技術職員 □低入札価格契約工事 □契約金額・工期 □その他(種 別) 契約番号 第 묽 工事名 工事場所 受注者 契約金額 平成 年 着手年月日 月 現場代理人氏名 日 平成 年 月 完成期限 日 主任技術者氏名 平成 年 月 監理技術者氏名 検査年月日 H 技術職員 技術職員 監督員職氏名 検査員職氏名 中間検査確認事項 改善を要すると認めた事項 評価項目 細別(対象) □施工体制台帳 □建退共掛金 □その他 □I施工体制一般 1 施工体制 □Ⅱ配置技術者 □専門技術者 □作業主任者 □監理技術者 □その他 □施工計画書 □整理整頓 □低騒音・低振動 □マニュフェスト □I施工管理 □出来形管理 □その他 2 施工状況 □工程表 □その他 □Ⅱ工程管理 □災害防止協議会 □新規入場者教育 □仮設の点検 □過積載防止 □その他 □Ⅲ安全対策 □IV対外関係 □近隣住民との調整 □関係官公署との協議 □現場のイメージアップ □その他 □承認図 □施工図 □現場の出来形管理 □解体材の処分 □I出来形 □工事写真 □その他 3 出来形及び 出来ばえ □材料の品質 □施工の品質 □不可視部分の工事写真 □その他 □Ⅱ品質 □出来ばえ □その他 □Ⅲ出来ばえ 指示事項 別紙 □有 □無

中間検査結果通知書(第回) 平成 年 月 日 (工事担当) 課長 川崎市請負工事中間検査実施要領第6条第2項に基づき、以下の通り通知します。 __検 査 課 長_ □低入札価格契約工事 □契約金額・工期 □その他(種 別) 契約番号 第 묽 工事名 工事場所 受注者 契約金額 着手年月日 平成 年 月 現場代理人氏名 日 平成 年 月 完成期限 H 主任技術者氏名 平成 年 月 監理技術者氏名 検査年月日 H 技術職員 技術職員 監督員職氏名 検査員職氏名 中間検査確認事項 改善を要すると認めた事項 評価項目 細別(対象) □施工体制台帳 □建退共掛金 □その他 □I施工体制一般 1 施工体制 □専門技術者 □作業主任者 □監理技術者 □その他 □Ⅱ配置技術者 □施工計画書 □整理整頓 □低騒音・低振動 □マニュフェスト □I施工管理 □出来形管理 □その他 2 施工状況 □工程表 □その他 □Ⅱ工程管理 □災害防止協議会 □新規入場者教育 □仮設の点検 □過積載防止 □その他 □Ⅲ安全対策 □近隣住民との調整 □関係官公署との協議 □現場のイメージアップ □その他 □IV対外関係 □承認図 □施工図 □現場の出来形管理 □解体材の処分 □I出来形 □工事写真 □その他 3 出来形及び 出来ばえ □材料の品質 □施工の品質 □不可視部分の工事写真 □その他 □Ⅱ品質 □出来ばえ □その他 □Ⅲ出来ばえ 指示事項 別紙 □有 □無 摘要